

令和8年8月21日

トラック事業者に対して行政処分を実施しました 【一般貨物自動車運送事業の事業停止 3 日間 及び事業用自動車の使用停止 2 8 7 日車】

岡山運輸支局は、山口県の一般貨物自動車運送事業者である株式会社タイナカ運送の岡山営業所に対し、令和6年12月17日午前0時05分頃、広島県広島市中区東千田町において酒気を帯びた状態で事業用自動車を運行した旨の情報を入手したことを端緒として、令和6年12月20日及び令和7年2月13日に一般監査を実施しました。

監査の結果、酒気帯び運転等、貨物自動車運送事業法等関係法令に違反する事実が確認されたため、中国運輸局は貨物自動車運送事業法第33条の規定に基づき、当該事業者に対し、岡山営業所の事業停止、及び事業用自動車（トラック）2両の使用停止を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令遵守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

1 行政処分年月日：令和8年8月21日

2 事業者名：株式会社 タイナカ運送（代表取締役 吉野 眞弘）
住 所：山口県柳井市南浜四丁目2-1
処分対象営業所：岡山営業所
（岡山県倉敷市東塚7丁目352-2）

3 行政処分の内容：

(1)岡山営業所に係る事業停止 3日間

（令和8年8月21日から令和8年8月23日まで）

(2)岡山営業所の事業用自動車の使用停止 287日車（1両×144日+1両×143日）

（令和8年8月24日から令和9年1月13日、14日まで）

4 違反の内容：別紙のとおり

5 違反点数付与状況：31点（累積点数：31点）

【問合せ先】

中国運輸局 自動車運送事業安全監理室

岡山運輸支局 自動車運送事業監査室

担当：田中^{タナカ}、富川^{トミカワ}

担当：櫻井^{サクライ}、宮武^{ミヤタケ}

TEL：082-228-3460

TEL：086-286-8122

- (1) 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第1項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項
- (2) 酒気帯び運転をさせていた。
貨物自動車運送事業法第17条第1項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第1項第1号)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項
- (3) 点呼を確実に実施していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第4項)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項
- (4) 飲酒運転を防止するための点呼を確実に実施していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第4項)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～第3項
- (5) 点呼の記録を確実に行っていなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第4項)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項
- (6) 運行指示書を確実に作成していなかった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第4項)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項～第3項
- (7) 運転者等台帳の記載事項等に不備があった。
貨物自動車運送事業法第17条第4項(現行:貨物自動車運送事業法第15条第4項)
貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項